

2023 年度入学試験問題 出題趣旨 (民法)

第 1 問

主債務者が主債務の原因契約を取り消した場合における、保証債務の帰趨を問う問題だった。主債務者と債権者の間の法律関係（取消しによる原状回復[121 条の 2 第 1 項]）を前提として、これが保証債務の附従性を通じて保証債務の帰趨にどのように反映されるかを検討することが問われていた。

問 (1)

取消原因が行為能力の制限である場合には、主債務者と債権者の関係において、原状回復に関する特則（121 条の 2 第 3 項）が適用されることから、現存利益の範囲を確定させる必要がある。

保証債務については、附従性の原則から主債務の消滅に伴って保証債務が消滅するのが原則であるが、当初の保証契約が、主債務者の原状回復債務をも保証するものであるかを検討することになる。

また、449 条の適用がありうることから、B が未成年であることを C が知っていたかに応じて検討する必要がある。449 条の効果として、附従性のない独立した債務として、当初契約された内容の債務（利息を含む）を負うことになることには、注意が必要である。

問 (2)

取消原因が詐欺である場合には、主債務者と債権者の関係においては、特則の適用がないことから、主債務者は給付を受けた現金（浪費分を含む全学）を返還する必要がある。

保証債務については、問 (1) と同様に原状回復義務をも保証する保証契約であったかを検討する必要がある。

また、449 条の直接の適用はないが、これの類推適用がありうるかを検討することも望まれていた。

第 2 問

他人物売主が死亡し、その地位を物の所有者が相続した場合の法律関係を問うものである。関連する判例として、最判昭和 49・9・4 民集 28 卷 6 号 1169 頁がある。他人物売主の地位と所有者の地位の混同に関する問題であり、他人物売買についての基本的な理解、類似する問題である無権代理における無権代理人と本人の地位の混同についての理解等に基づいて、一定の解答を示すことが期待される。

他人物売主では、売主は、真の所有者から目的物の所有権を取得して、買主に移転する義務を負う（民法 561 条）。それに対して、所有者は、売主からの所有権移転要請に応じることも、拒絶することも可能である。所有者が、所有権移転を拒絶した場合、買主は、債務不履行の規定に基づき、売主に対して損害賠償（履行利益の賠償）を請求することができ、また、

契約の解除をすることもできる。これらのことを前提にして、所有者が他人物売主の地位を相続した場合、他人物売主の義務を承継することになるが、所有者は所有権移転を拒絶することができるか、仮に所有権移転を拒絶することができる場合、買主の救済はどのように行われるかを検討することが求められる。